

In transition

IFRS第17号の適用に関する最新情報

2022年9月14日

IFRS解釈指針委員会が、多通貨保険契約グループに関する暫定的なアジェンダ決定の最終化に合意

要点

2022年9月13日、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、多通貨保険契約グループに関するアジェンダ決定を最終化することに合意しました。

このアジェンダ決定は、以下の事項を検討しています。

- 保険契約ポートフォリオを識別するためにIFRS第17号「保険契約」を適用する際に、企業は外国為替レート・リスクを考慮するかどうか
- 多通貨保険契約グループを測定するにあたり、企業はどのように国際会計基準(IAS)第21号「外国為替レートの変動の影響」をIFRS第17号と組み合わせて適用するか

IFRS ICは、受領したフィードバックを踏まえ、2022年6月15日の会議において到達した当初の見解を確認しました。アジェンダ決定の最終化は、IASBがこれに反対しないことが前提となっています。

1. 多通貨保険契約グループ

背景

1. 2022年6月15日、IFRS ICは、複数の通貨建てのキャッシュ・フローを生み出す保険契約の会計処理方法についての要望書を検討しました。要望書は、下記について質問しました。

- 保険契約ポートフォリオを識別するためにIFRS第17号を適用する際に、企業は外国為替レート・リスクを考慮すべきかどうか(質問1)
- 多通貨保険契約グループを測定するにあたり、企業はどのようにIAS第21号およびIFRS第17号を適用するか(質問2)

2. 質問 1 について、IFRS IC は、この評価には、為替リスクを含むすべてのリスクが考慮されると結論付けました。しかし、「類似した」リスクは「同一の」リスクを意味するものではないため、これは、契約ポートフォリオに異なる通貨建ての契約を含めることはできないということ意味するものではありません。

3. 質問 2 に対処するため、IFRS IC は、次の 2 つのアプローチの適用を分析し、両アプローチともに 2 つの会計基準の要求事項を満たしていると暫定的に合意しました。

- アプローチ A(単一通貨の契約上のサービス・マージン(CSM)): CSM を含む保険契約グループ全体に 1 つの通貨が割り当てられる。
- アプローチ B(多通貨の CSM): CSM を含む保険契約グループは、履行キャッシュ・フローの通貨を反映する複数の通貨建てとみなされる。

4. また、IFRS IC は、多通貨保険契約グループを測定するにあたり、企業は、以下が要求されると暫定的に結論付けました。

- 保険契約グループに対して 1 つの契約上のサービス・マージンを認識および測定すること
- 保険契約グループ全体を貨幣性項目として扱うこと
- 契約上のサービス・マージンを含む保険契約グループをどの通貨建てにすべきかを決定するための会計方針を策定すること

2022 年 9 月の IFRS IC の議論

5. IFRS IC は、7 月に行われた暫定的な決定について 18 通のコメントレターを受け取りました。9 月会議における包括的な議論の後、IFRS IC は、若干の文言の変更を行ってアジェンダ決定を最終化することを、全会一致で決定しました。

保険契約ポートフォリオの識別

6. 質問 1 について、大多数の回答者は、IFRS IC の結論を支持する、または、この質問についてコメントしませんでした。したがって、IFRS IC は、IFRS 第 17 号第 14 項がある種類のリスクを特定せずに「類似したリスク」と言及していることを踏まえ、保険契約ポートフォリオを識別する際には、為替リスクを含むすべてのリスクが考慮されるという結論を最終化しました。企業が何を「類似したリスク」と考えるのかは、保険契約におけるリスクの性質および程度に依存します。

PwC の所見:

「類似したリスク」に関する IFRS IC の結論は、保険者に移転されるリスクのみを考慮する PwC が過去に公表したガイダンスに比べて広い範囲の評価を要求します。しかし、PwC は、企業が何を「類似したリスク」と考えるのかは、保険契約におけるリスクの性質および程度に依存するという IFRS IC に同意します。このことを念頭に置き、PwC は、ほとんどの場合において、「すべてのリスク」に基づく分析は、「保険者に移転されるリスク」に基づく分析と同一または類似した結果をもたらすであろうと考えます。

多通貨保険契約グループの測定

7. 質問 2 について、すべての回答者が、アプローチ A(単一通貨の CSM)は IFRS 第 17 号および IAS 第 21 号に準拠していることに合意しました。しかし、一部の回答者は、アプローチ B(多通貨の CSM)に関する懸念事項および疑問を提起しました。IFRS IC は、両アプローチが IFRS 第 17 号および IAS 第 21 号に準拠しているとする 2022 年 6 月に達した見解を確認し、次のことを明確にしました。

- IAS 第 21 号を適用して機能通貨への換算から生じる為替レートの変動は、IFRS 第 17 号の範囲に含まれない。
- 多通貨の CSM アプローチでは、履行キャッシュ・フローの変動がないが、為替レートが変動した場合損失が生じる可能性がある。しかし、この損失は、履行キャッシュ・フローの不利な変動から生じていないため、不利な契約の要求事項の範囲には含まれない。また、IFRS IC は、(a)IFRS 第 17 号は CSM が正の金額であることを要求しており、したがって、必要な場合には、企業は損失を認識することにより CSM の帳簿価額が負になることを防ぐ必要がある、(b)IFRS 第 17 号には、為替の差異に起因する損失をどこに表示するかに関する要求事項は含まれていない、と述べた。

PwC の所見:

2022年9月のIFRS ICの議論では、多通貨のCSMアプローチに関連する多くの詳細な質問が明確化され、また、より一般的に、IFRS第17号とIAS第21号がどのように相互作用するかについても明らかにされました。また、多通貨保険契約グループに適用される会計方針によっては、IFRS第17号またはIAS第21号の範囲に含まれる為替レートの変動から生じる金額に関連して、異なる結果が生じる可能性があることも強調されました。この会議に関するIASBのスタッフペーパーには、その他の包括利益(OCI)オプションとの相互作用を含め、この結論から導かれる帰結についていくつかの見解が示されました。

あるIFRS ICのメンバーは、アプローチBでは、各通貨に適用される割引率を用いてCSMの多通貨の利息を加算することが適切であり、そしてこのことは利息の発生計上をマイナスにする可能性がある、と指摘しました。

また、PwCは、IFRS ICメンバーがIFRS第17号とIAS第21号の要求事項を満たす他の方法があり、それはIFRS ICによって検討された数値では例示されなかったと述べたことも有用であると考えます。

現在公表されているPwCのガイダンスは、多通貨契約グループの会計処理に次の2つの考え得るアプローチがあると説明しています。

- 企業は、CSMと履行キャッシュ・フローの両方に対して単一の通貨を決定することができる(グループ通貨)。
- 企業は、CSMのみに単一通貨を決定することができる(CSM通貨)。

IFRS ICの議論を踏まえて、PwCは、公表されているガイダンスにどのような変更が必要かを検討する予定です。

IFRS ICは、保険料配分アプローチ(すなわち、単純化したアプローチ)の下で、多通貨契約グループをどのように会計処理するかについては議論しませんでした。しかし、その決定は、PwCが現在検討しているアプローチに影響を及ぼす可能性があります。

次のステップ

8. アジェンダ決定の最終化は、IASB がこれに反対しないことを前提としています。PwC は、その決定が 2022 年 10 月の IASB 会議で示されると見込んでいます。PwC は、IASB に提出される最終版には、IFRS IC の最近の議論を反映させた若干の変更が含まれるものの、重大な変更は行われないと見込んでいます。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.